地方独立行政法人堺市立病院機構

職員給与規程

制　　定　　平成２４年　４月　１日
最終改正　　令和　８年　９月　１日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第３０条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定める。

（法令との関係）

第２条　この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

（適用の範囲）

第３条　この規程は、就業規則第２条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第４条　職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、別表第１のとおりとする。

（給与の重複の禁止）

第５条　職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（給与の支給）

第６条　法人は、職員に対し、給与の全額を通貨で直接支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

２　前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（基本給の支給）

第７条　基本給は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。

（基本給の日割計算等）

第８条　新たに職員となった者には、その日から基本給を支給する。基本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

２　職員（就業規則第３条に規定するパートタイマー職員（以下単に「パートタイマー職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）が退職（死亡による場合を除く。）又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

３　職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給の額は、その月の就業規則第４８条に規定する年間カレンダーで定めた勤務日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務１時間当たりの基本給の額）

第９条　職員（嘱託職員及びパートタイマー職員を除く。）の勤務１時間当たりの基本給の額は、次のとおりとする。

勤務１時間当たりの基本給の額　＝

$$\frac{\text{（基本給の月額＋第４２条から第４６条に規定する手当の月額）} \times １２}{\text{（１週間当たりの勤務時間} \times ５２\text{）} - \text{（１日当たりの勤務時間} \times １８\text{日）}}$$

（欠勤・遅刻等）

第１０条　職員が欠勤、遅刻等の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間に対応する基本給及び手当は支給しない。ただし、通勤手当は給与の計算期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときを除き支給する。

２　前項の基本給及び手当の減額の場合において、欠勤、遅刻等の勤務しない時間が１時間未満のときは、当該事由１回につき１時間とする。

（端数の取扱い）

第１１条　給与の額の計算等において生じる端数は、次のとおり取り扱う。

（１）日割計算及びその他の給与の額に、１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

（２）勤務１時間当たりの基本給の額、勤務１時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜割増手当の額を算定する場合において、５０銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数が生じたときはこれを１円に切り上げる。

（３）欠勤、遅刻等の勤務しない時間の計算は、当該時間数を合計し、３０分以上のときは１時間、３０分未満の端数がある場合（前条第２項の場合を除く。）は、これを切り捨てる。

（４）時間を基礎として定められている時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜割増手当の基礎となるそれぞれの勤務時間数を合計し、１時間未満の端数がある場合は、その端数が３０分以上のときは１時間、３０分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

第２章　給与等

（正規職員の基本給）

第１２条　就業規則第３条に規定する正規職員（以下単に「正規職員」という。）の基本

給表の種類及び適用となる職員は、別表第２（１）のとおりとする。

２　正規職員の基本給の月額の基準は、前項の基本給表の種類に基づき、同別表（２）の等級（以下単に「等級」という。）に応じた同別表（３）の基本給の月額に、号給を加算した額とする。

３　前項の号給は、等級及び理事長の定める基準に従って算出した号給の号数（以下単に「号数」という。）に応じて、次の各号のとおり算出する。

（１）　号数が５０以下のとき　同別表（４）の第３欄に規定する額に当該号数から１を減じた数を乗じて得た額

（２）　号数が５１以上１００以下のとき　同表第３欄に規定する額に４９を乗じて得た額に、同表第４欄に規定する額に当該号数から５０を減じた数を乗じて得た額を加算した額

（３）　号数が１０１以上１５０以下のとき　同表第３欄に規定する額に４９を乗じて得た額に、同表第４欄に規定する額に５０を乗じて得た額を加算し、同表第５欄に規定する額に当該号数から１００を減じた数を乗じて得た額を加算した額

（４）　号数が１５１以上２００以下のとき　同表第３欄に規定する額に４９を乗じて得た額に、同表第４欄に規定する額に５０を乗じて得た額を加算し、同表第５欄に規定する額に５０を乗じて得た額を加算し、同表第６欄に規定する額に当該号数から１５０を減じた数を乗じて得た額を加算した額

（５）　号数が２００以上のとき　同表第３欄に規定する額に４９を乗じて得た額に、同表第４欄に規定する額に５０を乗じて得た額を加算し、同表第５欄に規定する額に５０を乗じて得た額を加算し、同表第６欄に規定する額に５０を乗じて得た額を加算し、同表第７欄に規定する額に当該号数から２００を減じた数を乗じて得た額を加算した額

（正規職員の初任給）

第１３条　新たに正規職員となった者の初任給の号給の基準は、別表第３のとおりとする。

（昇号及び降号）

第１４条　法人は、正規職員が現に受けている号給を受けるに至った日の属する年度の末日までの期間の評価に応じ、昇号又は降号させることができる。

２　昇号及び降号は、次に掲げる号数を正規職員の号給に加算又は減算する方法による。なお、７等級以上の昇号及び降号は別に定める。

評価	評価に対応する号数
S	１３号数
A	１０号数
B	７号数
C	０号数
D	－１０号数

（昇格及び降格）

第１５条　法人は、正規職員が現に受けている等級を受けるに至った日の属する年度の末日までの期間の評価に応じ、昇格又は降格させることができる。

２　昇格及び降格は、別表第２（３）の等級を変更する方法による。

３　前項のほか、１等級から５等級までの範囲内における昇格及び降格は、前条に規定する号給の計算をした上で、次に掲げる正規職員の等級変更の範囲に応じた金額を基本給に加算又は減算する。なお、２以上の等級変更の範囲に跨る昇格又は降格の場合は、それぞれの範囲の額を合算する。

等級変更の範囲	加算又は減算する額
１等級と２等級の間	3,000 円
２等級と３等級の間	5,000 円
３等級と４等級の間	5,000 円
４等級と５等級の間	5,000 円

４　前各項により基本給等級が変更となった場合、変更後の号給は、前２項の計算をした上で、変更後の基本給等級に応じた基本給と同額の号給に位置付ける。ただし、同額の号給が存在しない場合は、昇格においては最も近い上位の金額の号給に、降格においては最も近い下位の金額の号給に位置付ける。

（経過措置による６０歳に達した職員の基本給）

第１６条　正規職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の基本給の月額は、第１２条の規定にかかわらず、別表第３の２のとおりとし、当該職員が特定日の前日に属していた等級から２等級降級させて格付けするものとする。ただし、当該職員が特定日の前日に属していた等級が８等級又は９等級の場合においては、当該職員を Sr５等級に格付けするものとする。

２　前項の規定による職員の基本給の月額が、当該職員が特定日の前日に受けていた基本給の月額に１００分の７５を乗じて得た額（１０円未満の端数は切り上げ）に達しない場合において、当該職員の基本給の月額は、前項の規定にかかわらず、当該職員が特定日の前日に受けていた基本給の月額に１００分の７５を乗じて得た額（１０円未満の端数は切り上げ）とする。

３　第１４条、第１５条及び第４５条の規定は、特定日以降、当該職員に適用しない。

４　前各項の規定は、医師、歯科医師（以下「医師等」という。）の正規職員に適用しない。

（経過措置による再雇用職員の基本給）

第１７条　再雇用職員（就業規則第２２条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）のうち就業規則第７２条第２項の規定により採用された職員の基本給の月額は、別表第３の３のとおりとし、当該再雇用職員が定年により退職となった時点の等級と同等の等級に格付けするものとする。

２　前項の再雇用職員のうち、短時間勤務を行う職員（以下「再雇用短時間職員」とい

う。）の基本給の月額は、次のとおりとする。

再雇用短時間職員の基本給の月額　＝

$$\text{前項の規定による基本給の月額} \times \frac{\text{当該職員の１週間の勤務時間}}{\text{１週間の勤務時間}}$$

（１００円未満の端数は切り上げ）

（研修医等の基本給）

第１８条　就業規則第３条に規定する研修医等（以下単に「研修医等」という。）の基本給の基準は、別表第４のとおりとする。

（契約職員の基本給）

第１９条　就業規則第３条に規定する契約職員（以下単に「契約職員」という。）の基本給の基準は、別表第５のとおりとする。

２　職員就業規則第２２条第４項の規定により継続雇用された契約職員の基本給の月額は、前項の規定にかかわらず、当該契約職員が職員就業規則第２０条第１項第１号の退職の日に受けていた基本給の月額と同じ額とする。

３　前２項の規定にかかわらず、特別の事情があって理事長が認めるときは、その定めるところにより基本給及び手当を支給することができる。

（嘱託職員の基本給）

第２０条　就業規則第３条に規定する嘱託職員（以下単に「嘱託職員」という。）の基本給の月額の基準は、次のとおりとする。

基本給の月額　＝　次項に規定する基礎額×週勤務時間数×５２／１２

（１００円未満の端数は切り上げ）

２　前項の基礎額は次のとおりとする。ただし、再雇用職員においては、別表第６（１）の再雇用職員の基礎額とする。

基礎額　＝　同別表（１）の嘱託職員の基礎元額×同別表（２）に規定する加算率

（１０円未満の端数は切り上げ）

３　前項の規定にかかわらず、医師等及び理事長が特に必要と認めた者の基本給の月額は、この規程の例によって算出した基本給の年額の範囲内で理事長が定める。

（パートタイマー職員の基本給）

第２１条　パートタイマー職員の基本給の基準は、１時間単位又は１勤務単位とし、別表第７のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は加算を行うことができる。

第３章　手当

（子供手当）

第２２条　所得税法上の扶養親族かつ健康保険の被扶養者として認定を受けている年齢２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子のある職員に、子供手当を支給する。

２　前項の手当の額は、子供１人につき月額１０，０００円とする。
３　前項の規定にかかわらず、パートタイマー職員の手当の額は、前項に規定する手当の額に、第５６条に規定する短時間勤務調整数（以下単に「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額とする。
（住居手当）
第２３条　自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この条において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、その入居料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）に、住居手当を支給する。
２　前項の手当の額は、月額２７，０００円とする。ただし、家賃の金額が月額２７，０００円未満の場合は、その金額を上限とする。
３　第１項の手当は、職員の採用日から最後に卒業した学校（学校教育法第１条に規定する学校及び理事長が特に認める学校をいう。以下同じ。）の卒業（大学院の課程を修了した場合を含む。以下同じ。）後７年が経過するまでに限り支給する。ただし、当該職員が在学中の場合は、職員の採用日から７年が経過するまでの期間に限り支給するものとし、採用後に退学等をした場合は、この期間を、最後に卒業した学校の卒業後７年が経過するまでの期間に読み替え、すでに当該期間が経過している場合は、退学等をしたときまでの期間に読み替える。
４　パートタイマー職員の手当の額は、第２項に規定する手当の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
（通勤手当）
第２４条　次の各号のいずれかに該当する職員に、通勤手当を支給する。
（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（通勤距離（勤務地と居住地との直線距離をいう。以下同じ。）が片道２キロメートル未満である者及び第３号に掲げる職員を除く。）
（２）通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする者（通勤距離が片道２キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）
（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満である者を除く。）
２　前項の手当の額は、別表第８のとおりとする。
３　前各項の規定にかかわらず、週勤務日数が３日以下である職員、その他理事長が定める職員については、理事長が定める額とする。

（正規職員等の時間外勤務手当）

第２５条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務した５等級以下の正規職員等（嘱託職員及びパートタイマー職員を除く。以下この条において同じ。）に、時間外勤務手当を支給する。

２　前項の手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの基本給の額に次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

勤務の区分	割合
（１）正規の勤務時間が割り振られた日（第２９条の規定により正規の勤務時間中に勤務した正規職員等に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務	１００分の１２５
（２）前号に掲げる勤務以外の勤務（次号及び第４号に該当する場合を除く。）	１００分の１３５
（３）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した正規職員等に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務	１００分の１２５
（４）正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が１月につき６０時間を超えた勤務	１００分の１５０

※　各号に掲げる勤務のうち、深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）である勤務の全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの基本給の額に１００分の２５を乗じた額を前項の額を加えて支給する。

（嘱託職員の時間外勤務手当）

第２６条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務した嘱託職員に、時間外勤務手当を支給する。

２　前項の手当は、次のとおりとする。

嘱託職員の時間外勤務手当の額　＝

時間単価×時間外勤務命令のあった勤務時間の月単位での合計時間

（勤務時間に１時間に満たない端数がある場合は、３０分以上の場合は１時間とし、３０分未満の場合は切り捨てる。）

３　前項の時間単価は、次のとおり算定する。

$$\frac{（基本給の月額＋第４２条及び第４３条に規定する手当の月額）\times １２}{（１週間当たりの勤務時間\times ５２）}$$

（１円未満の端数は四捨五入）

４　時間外命令のあった勤務時間を含んだ勤務が次の条件を満たす場合は、第２項の時間単価は、その部分において次のとおり計算（１円未満の端数は四捨五入）する。

（１）１日の勤務時間が７時間４５分を超える場合　　時間単価×１２５／１００

（２）１日の勤務時間が午後１０時から翌日の午前５時までにある場合

時間単価×２５／１００を加算

５　前項に関わらず、時間外命令のあった勤務時間を含んだ勤務が次の条件を満たす場合は、第２項の時間単価は、その部分において次のとおり計算（１円未満の端数は四捨五入）する。

（１）１か月の勤務時間が６０時間を超える場合　　時間単価×１５０／１００

（２）１日の勤務時間が午後１０時から翌日の午前５時までにある場合

時間単価×２５／１００を加算

（パートタイマー職員の時間外勤務手当）

第２７条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務したパートタイマー職員に、次のとおり時間外勤務手当を支給する。

２　前項の手当は、次のとおりとする。

パートタイマー職員の時間外勤務手当の額　＝

時間単価×当該時間外命令のあった勤務時間の月単位での合計時間

※勤務時間に１時間に満たない端数があるときは、次のとおりとする。

ア　１５分以下　　１５分

イ　１５分超３０分以下　　３０分

ウ　３０分超４５分以下　　４５分

エ　４５分超　　１時間

３　時間外命令のあった勤務時間を含んだ勤務が次の条件を満たす場合は、前項の時間単価は、その部分において次のとおり計算（１円未満の端数は四捨五入）する。

（１）１日の勤務時間が８時間を超える場合　　時間単価×１２５／１００

（２）１日の勤務時間が午後１０時から翌日の午前５時までにある場合

時間単価×２５／１００を加算

（短時間勤務職員の時間外勤務手当）

第２８条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた再雇用短時間職員、育児短時間勤務及び介護短時間勤務等をしている正規職員、研修医等及び契約職員（以下「短時間勤務職員」という。）に、時間外勤務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第９条に規定する勤務１時間当たりの基本給の額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務の区分		割合
（１）正規の勤務時間が割り振られた日（第２９条の規定により正規の勤務時間中に勤務した短時間勤務職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務	ア　その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの勤務	１００分の１００
	イ　ア以外の勤務	１００分の１２５

勤務の区分		割合
（２）正規の勤務時間が割り振られた日以外の日における勤務	ア　その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの勤務	１００分の１００
	イ　ア以外の勤務	１００分の１２５
（３）前各号に規定する勤務以外の勤務（就業規則第４８条第２号及び第３号に規定する休日に相当する日における勤務を除く。）		１００分の１３５
（４）就業規則第４８条第２号及び第３号に規定する休日に相当する日における勤務		別に定める割合

※１　各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの基本給の額に１００分の２５を乗じた額を前項の額を加えて支給する。

※２　正規の勤務時間を超えて勤務した時間が１月について６０時間を超えた短時間勤務職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務時間１時間当たりの基本給の額に正規の勤務時間を超えてした各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

（休日勤務手当）

第２９条　就業規則第４８条第２号及び第３号に規定する休日に相当する日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた５等級以下の職員に、休日勤務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第９条に規定する勤務１時間当たりの基本給の額に１００分の１３５を乗じて得た額とする。ただし、この手当は、正規の勤務時間外に勤務しても支給しない。

（深夜割増手当）

第３０条　正規の勤務時間として午後１０時から翌日の午前５時までの時間帯に勤務する職員に、深夜割増手当を支給する。

２　前項の手当の額は、前項の時間帯に勤務した全時間に対し、勤務１時間につき第９条に規定する勤務１時間当たりの基本給の額の１００分の２５とする。

（夜間勤務手当）

第３１条　正規の勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事した職員に、夜間勤務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、従事した勤務１回につき、別表第９のとおりとする。

（宿日直手当）

第３２条　宿日直勤務を命ぜられた職員に、宿日直手当を支給する。

２　前項の手当の額は、職員の区分に応じ、別表第１０のとおりとする。

（待機手当）

第３３条　正規の勤務時間以外の時間において、救急医療、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の業務の必要が生じた場合、その業務に従事することに備えて自宅等において待機を行った正規職員又は研修医等に、待機手当を支給する。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

職種	日勤帯	夜勤帯
医師等	5,000 円	5,000 円
医師等以外	2,000 円	4,000 円

（年末年始出務手当）

第３４条　１２月２９日から翌年の１月３日までの間における勤務に従事する職員に、年末年始出務手当を支給する。ただし、１２月２８日又は１月３日から翌日に引き続く勤務に従事する場合、１２月２８日又は１月４日の勤務時間は、手当の算出の基礎となる勤務時間に含めない。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

勤務の区分	１勤務当たりの手当の額
半日（４時間以下）	2,000 円
１日（４時間超かつ８時間以下）	4,000 円
１.５日相当（８時間超かつ１２時間以下）	6,000 円
２日相当（１２時間超）	8,000 円

（年末年始等出務特別手当）

第３４条の２　理事長が定める職員で、手術室における予定手術の実施その他手術の実施に直接関連する業務（手術介助、医療機器の操作管理等を含む。）に従事した職員に、年末年始等特別出務手当を支給する。

２　前項の手当は、年末年始を含む病院運営上必要と認める日として、理事長があらかじめ指定する日に勤務した場合に限り支給する。

３　第１項の手当の額は、次のとおりとする。

職種	勤務の区分	１勤務当たりの手当の額
医師等	１回の勤務が半日（４時間以下）	１７，５００円
	１回の勤務が１日（４時間を超え８時間以下）	３５，０００円
	１回の勤務が１．５日相当（８時間を超え１２時間以下）	５２，５００円
	１回の勤務が２日相当（１２時間を超える）	７０，０００円
医師等以外	１回の勤務が半日（４時間以下）	５，０００円
	１回の勤務が１日（４時間を超え８時間以下）	１０，０００円

職種	勤務の区分	１勤務当たりの手当の額
	１回の勤務が１．５日相当（８時間を超え１２時間以下）	１５，０００円
	１回の勤務が２日相当（１２時間を超える）	２０，０００円

４　この手当は、第３４条（年末年始出務手当）に規定する手当と重複して支給しない。

（防疫等作業手当）

第３５条　理事長が定める職員で、感染症の患者の看護等の業務に従事した職員に、防疫等作業手当を支給する。

２　前項の手当の額は、業務に従事した日１日につき３００円とする。

（放射線取扱手当）

第３６条　理事長が定める職員で、エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事した職員に、放射線取扱手当を支給する。

２　前項の手当の額は、業務に従事した日１日につき２３０円とする。

（産科医療業務手当）

第３７条　分べんに係る業務に従事した医師等又は助産師に、産科医療業務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

職種	１業務当たりの手当の額
医師等	5,000 円
助産師	3,000 円

（手術室・救急救命センター・集中治療室特別勤務手当）

第３８条　看護職の正規職員が、手術室において手術介助を主たる業務として従事し、又は救命救急センター若しくは集中治療室で業務に従事した場合に、手術室・救急救命センター・集中治療室特別勤務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、１勤務につき２５０円とする。

（看護師特定行為従事手当）

第３９条　特定行為研修を修了した看護師が、特定行為に従事した場合に、看護師特定行為従事手当を支給する。

２　前項の特定行為のうち、麻酔領域に係る特定行為に従事した日については、１日につき５００円、その他の領域の特定行為に従事した日については、１日につき２５０円とする。

３　前項の手当の額は、１月につき５，０００円を限度とする。

４　前各項の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

（交代制勤務移行準備金）

第４０条　時間外において手術及び１，０００点以上の処置に従事した救命救急センター

の医療職の職員に、交代制勤務移行準備金を支給する。

２　前項の準備金の額は、従事した業務１件につき１００円とする。

（管理職員等特別勤務手当）

第４１条　６等級以上の職員（研修医等、契約職員及びパートタイマー職員を除く。）が、管理職員としての業務以外の業務について、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により時間外又は休日に勤務した場合に、管理職員等特別勤務手当を支給する。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

勤務時間	１勤務当たりの手当の額
２時間以上４時間未満	11,000 円
４時間以上８時間未満	22,000 円
８時間以上	50,000 円

３　前項の規定にかかわらず、６等級以上の医師等の職員が、臨時又は緊急の必要により、病棟等の職員から要請を受けて出務したときの手当の額は、次のとおりとする。

勤務時間	出務１回当たりの手当の額
２時間未満	11,000 円
２時間以上４時間未満	22,000 円
４時間以上	50,000 円

（ベースアップ評価料等による手当）

第４２条　診療報酬の算定方法(平成２０年厚生労働省告示第５９号)に規定する外来・在宅ベースアップ評価料及び入院ベースアップ評価料を算定する施設に勤務する助産師、看護師、准看護師、看護助手、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士、救急救命士、医学物理士、治験コーディネーター、臨床開発モニター、遺伝カウンセラー、社会福祉士、介護福祉士、保育士、メディカルアシスタント、ホスピタルアシスタント、医師等、オフィススタッフ、運転手、業務補助員、危機管理員の職員及び第１２条別表第２（１）の事務職の項の規定の適用を受ける職員に、ベースアップ手当を支給する。ただし、医師等の職員については、３９歳に達した日後における最初の４月１日以降は適用しない。

２　前項の手当の額は、月額３３，５００円とする。

３　短時間勤務職員、嘱託職員及びパートタイマー職員の手当の額は、前項に規定する手当の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

４　前各項の規定にかかわらず、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業その他これに準ずる公的支援が実施された場合は、当該公的支援の要件に従い、職員に手当又は一時金を分配することができる。

５　前項により支給する手当額又は一時金の算定及び分配に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（看護師等処遇改善手当）

第４３条　診療報酬の算定方法(平成２０年厚生労働省告示第５９号)に規定する看護職員

処遇改善評価料を算定する施設に勤務する看護職の職員に、看護師等処遇改善手当を支給する。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

職種	手当の月額
助産師、看護師、准看護師	12,000 円
看護助手、ホスピタルアシスタント	6,000 円

３　短時間勤務職員、嘱託職員及びパートタイマー職員の手当の額は、前項に規定する手当の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

４　第１項の手当は、その支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には支給しない。

５　当該年度の前年度の看護職員処遇改善評価料による収入に占める処遇改善の実績額の割合が１０割を下回る場合、当該割合が１０割以上となるように調整額を算定し、看護職の職員に当該調整額を分配する。

６　前項の調整額の算定及び分配に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（確保手当）

第４４条　正規職員の医療職、薬剤師及び研修薬剤師に確保手当を支給する。

２　前項の手当の額は、職員の区分に応じ、別表第１１のとおりとする。

３　短時間勤務職員の手当の額は、前項に規定する手当の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

（役職手当）

第４５条　正規職員（第１７条の規定による再雇用職員を除く。）に、その職務の特殊性に基づき、職員の地方独立行政法人堺市立病院機構職務権限規程第３条に規定する標準的な職位に応じ、役職手当を支給する。

２　前項の手当の額は、次のとおりとする。

標準的な職位	手当の月額
本部長、院長	130,000 円
局長	100,000 円
次長	70,000 円
課長	40,000 円
係長	10,000 円

３　短時間勤務職員の手当の額は、前項に規定する手当の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

４　第１項の手当は、その支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には支給しない。

５　第１項の手当の支給を受ける者が他の役職を兼ねる場合には、その兼ねる役職に対応する手当の額が最も高額である役職についてのみ支給する。

６　第１項の手当の支給を受ける者が法人の役員を兼ねる場合には、別に定める額とする。

（リーダー手当）

第４６条　契約職員に、業務のとりまとめを行う等の職務の特殊性に基づき、理事長の定める職員に対してリーダー手当を支給する。

２　前項の手当は、月額3,０００円とする。

３　短時間勤務職員の手当の額は、前項に規定する手当の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

４　第１項の手当は、その支給を受ける契約職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には支給しない。

（ドクターズクラーク手当）

第４６条の２　メディカルアシスタントのうち、医師事務作業補助業務に従事した職員について、ドクターズクラーク手当を支給する。

２　前項の手当は、日額２００円とする。

（院外危険区域等活動手当）

第４７条　院外危険区域等活動手当は、院外の危険区域等に業務として赴き、診療行為等に従事した職員のうち、理事長が必要と認めた職員を対象に支給する。

２　前項の手当の額は、１従事当たり２５０円とする。

（業績手当）

第４８条　職員（パートタイマー職員を除く。この条から第５０条までにおいて同じ。）に、法人及び職員の業績に応じて、業績手当を支給する。

２　前項の手当は、６月１日又は１２月１日（以下、この条から第５０条までにおいて「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して支給する。

３　第１項の手当の額は、次のとおりとする。

業績手当　＝　基本給の月額×勤務期間率×成績率×支給割合

４　前項に規定する勤務期間率は、次のとおりとし、加算割合及び成績率は別に定める。

勤務期間	勤務期間率
６か月	１００分の１００
５か月１５日以上６か月未満	１００分の９５
５か月以上５か月１５日未満	１００分の９０
４か月１５日以上５か月未満	１００分の８０
４か月以上４か月１５日未満	１００分の７０
３か月１５日以上４か月未満	１００分の６０
３か月以上３か月１５日未満	１００分の５０
２か月１５日以上３か月未満	１００分の４０
２か月以上２か月１５日未満	１００分の３０
１か月１５日以上２か月未満	１００分の２０
１か月以上１か月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１か月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５

勤務期間	勤務期間率
０日	１００分の０

５　第３項に規定する支給割合は、次のとおりとする。

（１）正規職員　　２．０

（２）正規職員（再雇用）　　１．０５

（３）研修医等　　１．５

（４）契約職員　　０．５

（５）嘱託職員　　１．５

（業績手当の不支給）

第４９条　業績手当は、次の各号のいずれかに該当する職員には支給しない。

（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第５８条第１項第６号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

（２）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられた者

（３）次条第１項の規定により支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた者

（業績手当の一時差止め）

第５０条　法人は、支給日に業績手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第５項において同じ。）され、その判決が確定していない場合

（２）退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、この手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

２　法人は、前項の規定により支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕さ

れているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

（２）一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　法人は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

５　前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（年度末賞与）

第５１条　法人は、理事長の定める基準に基づき当該年度の医業収支が特に良好な場合に、３月１日（以下、この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める者を除く。）に対し、当該年度の４月１日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、年度末賞与を支給することができる。

２　前項の賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する組織及び職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

３　次の各号のいずれかに該当する者には、第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与は、支給しない。

（１）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第４９条第１項第６号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（２）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第６編に規定する略式手続によるものを除く。）され、その判決が確定していない場合

ウ　その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

第４章　給与の特例等

（再雇用職員の給与）

第５２条　確保手当の規定は、再雇用職員には適用しない。

（再雇用職員の基本給の減額）

第５３条　再雇用職員が欠勤、遅刻、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない１時間につき、第９条の規定にする勤務１時間当たりの基本給の額を減額する。ただし、就業規則第１８条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合で、理事長がやむを得ないと認めたときは、基本給の額を減額しない。

（休職者の給与）

第５４条　職員が就業規則第１８条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職したときは、その休職の期間中、これに基本給、子供手当及び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

（療養者の給与）

第５５条　職員が結核性疾患のため法人から療養を命ぜられた場合、その期間中これに基本給、子供手当、住居手当及び業績手当の全額を支給する。

（産前産後休暇、育児休業及び介護休業中における給与）

第５６条　就業規則第５３条の産前産後休暇を取得していた職員、及び同第５４条の育児休業及び介護休業をしていた職員には、当該期間中、給与を支給しない。

２　第４８条第２項に規定する基準日（以下、この条において「基準日」という。）に、産前産後休暇を取得している職員、又は育児休業若しくは介護休業をしている職員のうち、基準日の前日以前６か月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

（短時間勤務職員の給与）

第５７条　短時間勤務職員（再雇用短時間職員を除く。）の基本給の月額は次のとおりとする。

短時間勤務職員の基本給の月額　＝

第１２条、第１８条又は第１９条の規定による基本給の月額×短時間勤務調整数（※）

（１円未満の端数は切り捨て）

※短時間勤務調整数　＝　当該職員の１週間の勤務時間／３８．７５

（復職時等における基本給の調整等）

第５８条　就業規則第１８条第１項第２号に規定する事由に該当して休職にされ、同項第４号の規定により派遣された職員が職務に復帰した職員が再び勤務するに至った場合には、休職期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は復職等の日から１年以内の昇号又は降号の時期に、昇号又は降号の場合に準じてその者の基本給の号給を調整することができる。

（届出の事実の確認）

第５９条　法人は、現に支給している手当について、その届出の事実を職員に確認することができる。

第５章　雑則

（基本給の特例）

第６０条　当面の間、研修医等において、確保が困難な医師等の確保のために理事長が必要と認めるときは、基本給の月額に１００，０００円以内の額を加算することができる。なお、この加算額は、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜割増手当及び業績手当の算定の基礎となる額に含めない。

（経過措置）

第６１条　当面の間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症予防法」という。）第６条第２項に規定する一類感染症の患者（感染の疑いがある者を含む。）の医療又は看護等の業務に従事した者のうち、理事長が特に定める者に対し、防疫等作業手当の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

（１）患者の医療又は看護等に直接従事したとき　　６，０００円

（２）その他　　３，０００円

第６２条　扶養手当の規定は、この規程の令和４年５月給与における当該手当の支給金額から、所得税法上の扶養親族かつ健康保険の被扶養者として認定を受けている年齢２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に相当する手当の金額を差し引いた金額の範囲において、令和４年６月１日から３年間に限り、なお従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、前項の金額は、１２か月の経過ごとに前項の金額から３分の１ずつ差し引く。なお、当該金額に１円未満の金額が生じる場合は切り上げる。

第６３条　住居手当の規定は、この規程の令和４年６月１日改正後の規定により令和４年６月１日改正前と比較して支給対象でなくなる者については、令和４年６月１日から５年間に限り、なお従前の例による。

２　前項の規定にかかわらず、前項により支給される金額は、令和４年６月１日改正前の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、家賃の月額が次の金額未満の場合は、家賃の月額を上限とする。

期間	手当の月額
令和４年６月１日から令和５年５月３１日まで	27,000 円
令和５年６月１日から令和６年５月３１日まで	21,600 円
令和６年６月１日から令和７年５月３１日まで	16,200 円
令和７年６月１日から令和８年５月３１日まで	10,800 円
令和８年６月１日から令和９年５月３１日まで	5,400 円

第６４条　役職手当の規定において、令和４年６月１日改正の前日において、改正前の別表第２０の事務職給料表の役職が主任にある職員の手当は、当該職員が改正後の規程の役職手当の支給対象とならない、又は当該職員の等級が２級以下にならない限りにおいて、当該職員に改正後の係長としての手当を支給する。

第６５条　令和６年４月１日付け施行の職員給与規程第１７条の規定は、施行の日以降に採用された再雇用職員に適用し、施行の日前に採用された再雇用職員については、なお従前の例による。

２　令和６年４月１日付け施行の職員給与規程第１９条第２項の規定は、施行の日以降に支給する給与に適用する。

（委任）

第６６条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（令和７年５月１日 堺総５８号）

（施行期日）

１　この規程は、令和７年５月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和８年１月１日 堺総４９４号）

（施行期日）

１　この規程は、令和８年１月１日から施行する。ただし、第４４条の改定規定中薬剤師及び研修薬剤師に係る確保手当を加える部分は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年９月１日 堺総２５５号）

（施行期日）

１　この規程は、令和８年９月１日から施行する。

別表第１　（第４条　給与の種類、計算期間及び支給日）

給与の種類	計算期間	支給日（※１）
基本給	一の月の初日から末日まで	毎月２０日（パートタイマー職員は翌月の２０日）
子供手当（※２）	一の月の初日から末日まで	毎月２０日（パートタイマー職員は翌月の２０日）
住居手当（※２）		
通勤手当（※２）		
確保手当		
役職手当		
リーダー手当		
時間外勤務手当		翌月の２０日
休日勤務手当		
深夜割増手当		
夜間勤務手当		
宿日直手当		
待機手当		
年末年始出務手当		
年末年始等出務特別手当		
防疫等作業手当		
放射線取扱手当		
産科医療業務手当		
手術室・救急救命センター・集中治療室特別勤務手当		
看護師特定行為従事手当		
交代制勤務移行準備金		
管理職員等特別勤務手当		
ベースアップ手当		
看護師等処遇改善手当		
院外危険区域等活動手当		
業績手当		６月３０日及び１２月１０日
年度末賞与		理事長が定める日

※１　支給日が金融機関等の休業日にあたるときは、前営業日に繰り上げる。手当の事実が確認できない場合や産前休暇者の有給休暇取得日が確定しない場合等があれ

ば、支給日以後に支給することができる。

※２　職員となった日又は手当が支給できる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその属する月）から支給を開始し、その要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月（この日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって支給を終了する。ただし、支給の開始については、各手当の届け出が事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。

別表第２　（第１２条　正規職員の基本給）

（１）正規職員の基本給表の種類

基本給表の種類	適用となる職員
医療職	医師等
医療技術職等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士、救急救命士、医学物理士、治験コーディネーター、臨床開発モニター、遺伝カウンセラー、社会福祉士
看護職	助産師、看護師、准看護師
事務職	他の基本給表の種類の適用を受けない全ての職員

（２）正規職員の階層と対応する等級

階層	対応する標準的な等級	
法人本部	９等級	Ｍ９
病院	９等級	Ｍ９
局	８等級	Ｍ８
部門	７等級	Ｍ７、Ｓ７
課	６等級	Ｍ６、Ｓ６
係	５等級、４等級、３等級、２等級、１等級、０等級	Ｍ５、Ｓ５、Ｅ５、４、３、２、１、０
一般		

（３）正規職員の基本給（基本給の月額）

等級	基本給等級	基本給の月額			
		医療職	医療技術職等	看護職	事務職
０等級	０	250,000 円	180,000 円	205,000 円	160,000 円
１等級	１	360,000 円	180,000 円	205,000 円	160,000 円
２等級	２	425,000 円	210,000 円	240,000 円	185,000 円
３等級	３－１	530,000 円	235,000 円	260,000 円	210,000 円
	３－２	565,000 円	245,000 円	265,000 円	225,000 円
	３－３	580,000 円	255,000 円	270,000 円	240,000 円
４等級	４－１	600,000 円	275,000 円	295,000 円	270,000 円
	４－２	610,000 円	290,000 円	300,000 円	280,000 円
	４－３	620,000 円	300,000 円	305,000 円	290,000 円
５等級	Ｅ５－１	640,000 円	325,000 円	325,000 円	300,000 円
	Ｅ５－２	650,000 円	335,000 円	335,000 円	320,000 円
	Ｓ５－１	640,000 円	325,000 円	325,000 円	300,000 円
	Ｓ５－２	650,000 円	335,000 円	335,000 円	320,000 円
	Ｍ５－１	640,000 円	325,000 円	325,000 円	300,000 円
	Ｍ５－２	650,000 円	335,000 円	335,000 円	320,000 円
６等級	Ｓ６－１	800,000 円	450,000 円	450,000 円	420,000 円
	Ｓ６－２	820,000 円	460,000 円	460,000 円	430,000 円
	Ｍ６－１	800,000 円	450,000 円	450,000 円	420,000 円
	Ｍ６－２	820,000 円	460,000 円	460,000 円	430,000 円
７等級	Ｓ７－１	860,000 円	480,000 円	480,000 円	450,000 円
	Ｓ７－２	870,000 円	500,000 円	500,000 円	470,000 円
	Ｍ７－１	860,000 円	480,000 円	480,000 円	450,000 円
	Ｍ７－２	870,000 円	500,000 円	500,000 円	470,000 円
８等級	Ｍ８	900,000 円	530,000 円	530,000 円	500,000 円
９等級	Ｍ９	920,000 円	560,000 円	560,000 円	560,000 円

（４）正規職員の基本給（号給）

ア　医療職

等級	基本給等級	2号給から50号給まで	51号給から100号給まで	101号給から150号給まで	151号給から200号給まで	201号給以上
０等級	０	700 円	700 円	100 円	100 円	50 円
１等級	１	800 円	800 円	100 円	100 円	50 円
２等級	２	1,500 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
３等級	３－１	1,400 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
	３－２	1,300 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
	３－３	1,200 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
４等級	４－１	1,000 円	800 円	100 円	100 円	50 円
	４－２	1,000 円	800 円	100 円	100 円	50 円
	４－３	1,000 円	800 円	100 円	100 円	50 円
５等級	Ｅ５－１	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	Ｅ５－２	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	Ｓ５－１	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	Ｓ５－２	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	Ｍ５－１	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	Ｍ５－２	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
６等級	Ｓ６－１	1,000 円	1,000 円	100 円	50 円	50 円
	Ｓ６－２	1,000 円	1,000 円	100 円	50 円	50 円
	Ｍ６－１	1,000 円	1,000 円	100 円	50 円	50 円
	Ｍ６－２	1,000 円	1,000 円	150 円	50 円	50 円
７等級	Ｓ７－１	5,000 円				
	Ｓ７－２	5,000 円				
	Ｍ７－１	5,000 円				
	Ｍ７－２	5,000 円				
８等級	Ｍ８	15,000 円				
９等級	Ｍ９	25,000 円				

※１号給は、等級に関わらず０円とする。

※７等級以上は、１号給から１１号給までとする。

イ　医療技術職等

等級	基本給等級	2号給から50号給まで	51号給から100号給まで	101号給から150号給まで	151号給から200号給まで	201号給以上
０等級	０	700 円	700 円	700 円	100 円	50 円
１等級	１	700 円	700 円	700 円	150 円	50 円
２等級	２	700 円	600 円	600 円	200 円	50 円
３等級	３－１	500 円	400 円	300 円	200 円	50 円
	３－２	520 円	420 円	300 円	200 円	50 円
	３－３	550 円	450 円	300 円	200 円	50 円
４等級	４－１	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	４－２	520 円	420 円	200 円	100 円	50 円
	４－３	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
５等級	Ｅ５－１	450 円	350 円	200 円	100 円	50 円
	Ｅ５－２	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	Ｓ５－１	450 円	350 円	200 円	100 円	50 円
	Ｓ５－２	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	Ｍ５－１	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
	Ｍ５－２	600 円	500 円	200 円	100 円	50 円
６等級	Ｓ６－１	200 円	150 円	150 円	100 円	50 円
	Ｓ６－２	250 円	200 円	150 円	100 円	50 円
	Ｍ６－１	250 円	200 円	100 円	50 円	50 円
	Ｍ６－２	300 円	250 円	150 円	50 円	50 円
７等級	Ｓ７－１	5,000 円				
	Ｓ７－２	5,000 円				
	Ｍ７－１	5,000 円				
	Ｍ７－２	5,000 円				
８等級	Ｍ８	7,500 円				
９等級	Ｍ９	10,000 円				

※１号給は、等級に関わらず０円とする。

※７等級以上は、１号給から１１号給までとする。

ウ　看護職

等級	基本給等級	2号給から50号給まで	51号給から100号給まで	101号給から150号給まで	151号給から200号給まで	201号給以上
0等級	0	800円	400円	200円	100円	50円
1等級	1	800円	500円	200円	150円	50円
2等級	2	500円	400円	300円	200円	50円
3等級	3－1	500円	400円	300円	200円	50円
	3－2	520円	420円	300円	200円	50円
	3－3	550円	450円	300円	200円	50円
4等級	4－1	500円	400円	200円	100円	50円
	4－2	530円	410円	250円	100円	50円
	4－3	550円	450円	250円	100円	50円
5等級	E5－1	500円	400円	200円	100円	50円
	E5－2	550円	450円	200円	100円	50円
	S5－1	500円	400円	200円	100円	50円
	S5－2	550円	450円	200円	100円	50円
	M5－1	600円	500円	200円	100円	50円
	M5－2	650円	550円	200円	100円	50円
6等級	S6－1	200円	150円	150円	100円	50円
	S6－2	250円	200円	150円	100円	50円
	M6－1	250円	200円	100円	50円	50円
	M6－2	300円	250円	150円	50円	50円
7等級	S7－1	5,000円				
	S7－2	5,000円				
	M7－1	5,000円				
	M7－2	5,000円				
8等級	M8	7,500円				
9等級	M9	10,000円				

※1号給は、等級に関わらず0円とする。

※7等級以上は、1号給から11号給までとする。

エ　事務職

等級	基本給等級	2号給から50号給まで	51号給から100号給まで	101号給から150号給まで	151号給から200号給まで	201号給以上
0等級	0	600円	600円	500円	100円	50円
1等級	1	600円	600円	500円	150円	50円
2等級	2	600円	600円	200円	100円	50円
3等級	3－1	550円	550円	200円	100円	50円
	3－2	570円	550円	200円	100円	50円
	3－3	570円	550円	200円	100円	50円
4等級	4－1	600円	550円	200円	100円	50円
	4－2	620円	550円	200円	100円	50円
	4－3	650円	600円	200円	100円	50円
5等級	Ｅ5－1	500円	400円	200円	100円	50円
	Ｅ5－2	550円	450円	200円	100円	50円
	Ｓ5－1	500円	400円	200円	100円	50円
	Ｓ5－2	550円	450円	200円	100円	50円
	Ｍ5－1	600円	500円	200円	100円	50円
	Ｍ5－2	650円	550円	200円	100円	50円
6等級	Ｓ6－1	200円	150円	150円	100円	50円
	Ｓ6－2	250円	200円	150円	100円	50円
	Ｍ6－1	300円	200円	100円	50円	50円
	Ｍ6－2	300円	250円	150円	50円	50円
7等級	Ｓ7－1	5,000円				
	Ｓ7－2	5,000円				
	Ｍ7－1	5,000円				
	Ｍ7－2	5,000円				
8等級	Ｍ8	5,000円				
9等級	Ｍ9	5,000円				

※1号給は、等級に関わらず0円とする。

※7等級以上は、1号給から11号給までとする。

別表第３　（第１３条　正規職員の初任給）

職種		相当する学歴免許等	初任給の号給
正規職員	医療技術職等	短期大学卒業（２年制）	１０号給
		短期大学卒業（３年制）	１８号給
		大学卒業（４年制）	３６号給
		大学卒業（６年制）	５９号給
	看護職（助産師以外）	短期大学卒業（２年制）	５号給
		短期大学卒業（３年制）	１７号給
		大学卒業（４年制）	２９号給
	看護職（助産師）	短期大学卒業（２年制）	１５号給
		短期大学卒業（３年制）	２７号給
		大学卒業（４年制）	３９号給
	事務職	高等学校卒業	４５号給
		短期大学卒業	４８号給
		大学卒業	６８号給

別表第３の２　（第１６条　経過措置による６０歳に達した職員の基本給）

等級	基本給等級	基本給の月額		
		医療技術職等	看護職	事務職
Sr３等級	３－１以下	240,000 円	280,500 円	240,000 円
	３－２	242,500 円	282,500 円	242,500 円
	３－３	245,000 円	285,000 円	245,000 円
Sr４等級	４－１	250,000 円	290,000 円	250,000 円
	４－２	252,500 円	292,500 円	252,500 円
	４－３	255,000 円	295,000 円	255,000 円
Sr５等級	５－１	290,000 円	310,000 円	290,000 円
	５－２以上	310,000 円	315,000 円	310,000 円

別表第３の３　（第１７条　経過措置による再雇用職員の基本給）

等級	基本給等級	基本給の月額		
		医療技術職等	看護職	事務職
２等級以下		240,000 円	280,500 円	240,000 円
３等級	３－１	240,000 円	280,500 円	240,000 円
	３－２	242,500 円	282,500 円	242,500 円
	３－３	245,000 円	285,000 円	245,000 円
４等級	４－１	250,000 円	290,000 円	250,000 円
	４－２	252,500 円	292,500 円	252,500 円
	４－３	255,000 円	295,000 円	255,000 円
５等級	５－１	290,000 円	310,000 円	290,000 円
	５－２	310,000 円	315,000 円	310,000 円
６等級	６－１	350,000 円	350,000 円	350,000 円
	６－２	365,000 円	365,000 円	365,000 円
７等級	７－１	400,000 円	400,000 円	400,000 円
	７－２	450,000 円	450,000 円	450,000 円
８等級以上		450,000 円	450,000 円	450,000 円

別表第４　（第１８条　研修医等の基本給）

職種		基本給の月額
研修医	１年次	257,000 円
	２年次	264,000 円
専攻医	１年次	368,000 円
	２年次	384,000 円
	３年次	424,000 円
	４年次	464,000 円
	５年次	504,000 円
研修薬剤師	１年次	217,800 円
	２年次	225,000 円
	３年次	231,900 円
	４年次	238,900 円

別表第５　（第１９条　契約職員の基本給）

（１）契約職員の基本給

職種	基本給の月額
薬剤師	318,400 円
治験コーディネーター	318,400 円
診療放射線技師	274,200 円
臨床検査技師	274,200 円
管理栄養士	274,200 円
臨床工学技士	274,200 円
理学療法士	274,200 円
作業療法士	274,200 円
言語聴覚士	274,200 円
視能訓練士	274,200 円
歯科衛生士	274,200 円
社会福祉士	227,000 円
介護福祉士	227,000 円
保育士	227,000 円
助産師（病棟）	377,000 円
看護師（病棟）	334,800 円
看護師（外来）	247,000 円
准看護師（外来）	227,000 円
看護助手（病棟）	196,700 円
看護助手（外来）	186,800 円
メディカルアシスタント	213,100 円
ホスピタルアシスタント	196,700 円
オフィススタッフ	192,900 円
運転手	192,900 円
業務補助員	186,000 円

※基本給の月額が最低賃金を下回る場合は、次のとおりとする。

大阪労働局が公示する１時間当たり最低賃金（１０円未満切上げ）×１日当たり勤務時間×２４４日／１２

（１００円未満切上げ）

（２）更新時の加算額

契約年数	更新時の加算月額
２年目から５年目まで	3,000 円
６年目から１５年目まで	2,500 円
１６年目から２０年目まで	2,000 円
２１年目から２５年目まで	1,500 円
２６年目から３０年目まで	1,000 円
３１年目から３５年目まで	500 円
３６年目以降	増額なし

※就業規則第１０条の規定により雇用期間を更新した契約職員の基本給の月額は、（１）の月に（２）の契約年数に応じた更新時の加算月額を加算した額とする。

別表第６　（第２０条　嘱託職員の基本給）

（１）基礎額等

職種	嘱託職員の基礎元額	再雇用職員の基礎額
薬剤師	1,810 円	1,500 円
診療放射線技師、臨床検査技師、准看護師	1,440 円	1,228 円
看護師（所定勤務時間が深夜を含む者に限る。）	1,610 円	1,330 円
看護師（前号に掲げる者を除く。）	1,560 円	1,290 円
看護助手、技術等	1,350 円	1,182 円
事務等	1,240 円	1,177 円

（２）加算率

経験年数	加算率
３年未満	１００分の１００
３年以上かつ６年未満	１００分の１０３
６年以上かつ９年未満	１００分の１０６
９年以上かつ１２年未満	１００分の１０９
１２年以上かつ１５年未満	１００分の１１２
１５年以上	１００分の１１５

備考

１　経験年数による加算は、４月１日に行う。

２　経験年数における１年の期間は、４月１日から翌年の３月３１日までの期間とし、年度の途中で新たに嘱託職員となった場合の当該年度は、経験年数として算入しない。

３　経験年数の通算は同一の職にある間とし、職の変更等があった場合は、原則として通算しない。

４　１年度において、育児休業の期間が１か月を超えた場合及び介護休業の期間が１か月を超えた場合又はこれらの期間がともに１か月を超えた場合は、経験年数から１年を除算する。この場合における１日単位で取得した介護休業の期間の「１か月」は、週勤務日数が６日の場合は「２６日」、５日の場合は「２２日」、４日の場合は「１８日」、３日の場合は「１３日」とする。

別表第７　（第２１条　パートタイマー職員の基本給）

職種	基本給の額	
医師等	時給	9,000 円以内。ただし、理事長が特に必要と認める場合は 15,000 円を上限に定めることができる
薬剤師		2,020 円
治験コーディネーター		2,020 円
診療放射線技師		1,740 円
臨床検査技師		1,740 円
管理栄養士		1,740 円
臨床工学技士		1,740 円
理学療法士		1,740 円
作業療法士		1,740 円
言語聴覚士		1,740 円
視能訓練士		1,740 円
歯科衛生士		1,740 円
公認心理師、臨床心理士		2,020 円
社会福祉士		1,440 円
介護福祉士		1,440 円
保育士		1,440 円
助産師（病棟）		2,430 円
看護師（病棟）		2,160 円
看護師（外来）		1,600 円
准看護師（病棟）		1,820 円
准看護師（外来）		1,440 円
看護助手（病棟）		1,248 円
看護助手（外来）		1,185 円
看護助手（救急救命士）		1,350 円
メディカルアシスタント		1,352 円
ホスピタルアシスタント		1,248 円
オフィススタッフ		1,224 円
運転手		1,224 円
業務補助員		1,177 円
薬剤師（夜勤）	１勤務	38,000 円
保育士（夜勤１５時間）		25,000 円
助産師（病棟（深夜勤））		24,000 円
助産師（病棟（準夜勤））		22,500 円
看護師（病棟（深夜勤））		22,000 円
看護師（病棟（準夜勤））		20,500 円
准看護師（病棟（深夜勤））		19,000 円
准看護師（病棟（準夜勤））		17,400 円
看護助手（夜勤１５時間）		21,500 円
看護助手（救急救命士（夜勤１５時間））		23,300 円

職種	基本給の額	
危機管理員（夜勤）		22,600 円

※金額が、大阪労働局の公示する１時間当たり最低賃金を下回る場合は、大阪府最低賃金の額とする。

別表第８　（第２４条　通勤手当）

（１）交通機関等の利用者の通勤手当

１か月当たりの運賃等相当額	手当の額
５５，０００円以下	支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額
５５，０００円超	55,000 円×支給単位期間の月数

（２）自転車等の使用者の通勤手当

自転車等の使用距離（片道）（※）	手当の月額
２キロメートル未満	0 円
２キロメートル以上５キロメートル未満	5,000 円
５キロメートル以上１０キロメートル未満	7,100 円
１０キロメートル以上１５キロメートル未満	9,500 円
１５キロメートル以上２０キロメートル未満	12,000 円
２０キロメートル以上２５キロメートル未満	14,900 円
２５キロメートル以上３０キロメートル未満	17,800 円
３０キロメートル以上３５キロメートル未満	20,700 円
３５キロメートル以上４０キロメートル未満	23,600 円
４０キロメートル以上４５キロメートル未満	26,400 円
４５キロメートル以上５０キロメートル未満	28,200 円
５０キロメートル以上５５キロメートル未満	30,000 円
５５キロメートル以上６０キロメートル未満	31,800 円
６０キロメートル以上	33,600 円

※直線距離での計測

別表第９　（第３１条　夜間勤務手当）

（１）正規職員の夜間勤務手当

勤務時間の区分		手当の額			
		医療職	医療技術職等	看護職	事務職
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合		25,000 円	7,800 円	11,500 円	5,000 円
深夜における正規の勤務時間	４時間以上である場合	10,800 円	3,800 円	5,000 円	2,500 円
	２時間以上４時間未満である場合	9,000 円	3,300 円	4,200 円	2,000 円
	２時間未満である場合	5,500 円	2,200 円	2,600 円	1,250 円

（２）研修医等の夜間勤務手当

勤務時間の区分		手当の額	
		研修薬剤師以外の研修医等	研修薬剤師
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合		25,000 円（※1）	6,200 円
深夜における正規の勤務時間	４時間以上である場合	10,800 円（※2）	3,000 円
	２時間以上４時間未満である場合	9,000 円	2,700 円
	２時間未満である場合	5,500 円	1,800 円

※１　研修医又は専攻医には、別途、夜間研修費として 20,000 円を支給する。

※２　研修医又は専攻医には、別途、夜間研修費として 10,000 円を支給する。

（３）契約職員の夜間勤務手当

勤務時間の区分		手当の額		
		看護助手（病棟）	医療技術、保育士	助産師、看護師
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合		4,000 円	6,200 円	9,900 円
深夜における正規の勤務時間	４時間以上である場合	2,000 円	3,000 円	4,200 円
	２時間以上４時間未満である場合	1,500 円	2,700 円	3,600 円
	２時間未満である場合	1,000 円	1,800 円	2,200 円

（４）嘱託職員の夜間勤務手当

勤務時間の区分		手当の額		
		看護助手（病棟）	医療技術、保育士	助産師、看護師
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合		2,000 円	6,200 円	9,900 円
深夜における正規の勤務時間	４時間以上である場合	1,000 円	3,000 円	4,200 円
	２時間以上４時間未満である場合	800 円	2,700 円	3,600 円
	２時間未満である場合	500 円	1,800 円	2,200 円

別表第１０　（第３２条　宿日直手当）

（１）正規職員の宿日直手当

ア　医療職

区分			手当の額
３等級以下の医療職	勤務日	半宿直	25,000 円
		宿直	45,000 円
	週休日又は休日	半日直	20,000 円
		日直	35,000 円
		宿直	60,000 円
４等級以上の医療職	勤務日	半宿直	30,000 円
		宿直	55,000 円
	週休日又は休日	半日直	25,000 円
		日直	45,000 円
		宿直	70,000 円

イ　医療技術職等及び看護職

区分			手当の額
医療技術職等及び看護職（管理職以外）	週休日又は休日	半日直	7,000 円
医療技術職等及び看護職（管理職）	勤務日	宿直	20,000 円
	週休日又は休日	半日直	11,000 円
		日直	21,000 円
		宿直	21,000 円

ウ　事務職

区分			手当の額
事務職（管理職以外）	勤務日	宿直	9,000 円
	週休日又は休日	半日直	6,000 円
		日直	10,000 円
		宿直	10,000 円
事務職（管理職）	勤務日	宿直	14,000 円
	週休日又は休日	半日直	8,000 円
		日直	15,000 円
		宿直	15,000 円

（２）研修医等の宿日直手当

区分			手当の額
研修医（１年目）	勤務日	半宿直	11,250 円
		宿直	22,500 円
	週休日又は休日	日直	17,500 円
研修医（２年目）	勤務日	宿直	33,750 円
	週休日又は休日	日直	26,250 円
専攻医	勤務日	半宿直	25,000 円

区分			手当の額
		宿直	45,000 円
	週休日又は休日	半日直	20,000 円
		日直	35,000 円
		宿直	60,000 円

（３）契約職員の宿日直手当

区分			手当の額
保育士	勤務日	宿直	6,200 円

（４）嘱託職員及びパートタイマー職員の宿日直手当

区分			手当の額
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師、准看護師	週休日又は休日	半日直	7,000 円
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、准看護師	勤務日	宿直	20,000 円
	週休日又は休日	日直	15,000 円
助産師、看護師	勤務日	宿直	30,000 円
	週休日又は休日	日直	16,000 円

別表第１１　（第４４条　確保手当）

（１）正規職員の医療職の確保手当

期間	手当の月額
１年目から２０年目まで	249,100 円
２１年目	246,500 円
２２年目	243,900 円
２３年目	241,300 円
２４年目	238,700 円
２５年目	236,100 円
２６年目	224,100 円
２７年目	212,300 円
２８年目	200,300 円
２９年目	188,600 円
３０年目	176,800 円
３１年目	165,700 円
３２年目	157,200 円
３３年目	148,600 円
３４年目	140,000 円
３５年目	131,500 円
３６年目	122,200 円
３７年目	113,100 円
３８年目	103,700 円
３９年目	90,300 円
４０年目	77,500 円
４１年目	69,000 円
４２年目以降	60,500 円

※理事長が、確保が困難な医師等を確保するために必要と認めるときは、勤務実績に応じて、月額１００，０００円以内の額を別に支給することができる。

（２）正規職員の薬剤師及び研修薬剤師

期間	手当の月額
１年目	35,000 円
２年目	34,000 円
３年目	33,000 円
４年目	32,000 円
５年目	31,000 円
６年目	29,000 円
７年目	27,000 円
８年目	25,000 円
９年目	23,000 円
１０年目	21,000 円
１１年目	18,000 円
１２年目	15,000 円
１３年目	12,000 円

期間	手当の月額
１４年目	9,000 円
１５年目	6,000 円
１６年目	3,000 円
１７年目以降	0 円